

決 定 書

異議申出人

(住所記載のため省略)

齋藤 隆

(住所記載のため省略)

木村 正昭

(住所記載のため省略)

矢口 廣義

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から令和5年4月28日付けで提起された同年4月23日執行の河北町議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する異議の申出(以下「本件異議申出」という。)について、河北町選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の趣旨及び理由

1 本件異議申出の趣旨

令和5年4月23日執行の河北町議会議員選挙において、最下位当選人佐藤修二氏と次点の齋藤隆候補の得票が僅差のため両候補の得票と疑問票の再確認を求める。

2 本件異議申出の理由

- (1) 去る4月23日実施の河北町議会議員選挙における、「さとうたかし」「佐藤隆」「さとう隆」「サトウタカシ」記載投票の得票が文字の脱字等の判断において、齋藤隆候補が得るべき得票に加えられず、佐藤修二氏の得票になった可能性がある。
- (2) 以上のことから、令和5年4月23日執行の河北町議会議員選挙において佐藤修二氏と齋藤隆候補の得票が2,255票と僅差のため当選が入れ替わり、齋藤隆候補が当選となる。

決 定 の 理 由

1 本件異議申出の審理までの経過

当委員会は、本件異議申出が形式的要件を備えた適法なものと認め、令和5年5月2日付けでこれを受理した。また、追加資料の提出を求めたところ、同年5月16日付けで提出された資料を受理し、審理にあたっては開票事務従事者から聴き取りを行いながら、申出人の主張を慎重に審理した。

2 本件異議申出の審理

(1) 選挙会について

本件選挙の選挙会は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）の規定に基づき手続きが行われ、選任された10人の選挙立会人の参会を得て適法に開催された。

当委員会では、開票作業を進めるにあたり、投票日前に選挙会事務従事者打合せ会を開催し、書記から事務従事者に開票作業における作業順序や各担当係（開票係、氏名点検係、審査係、点検係等）の役割及び事務内容について十分な説明を行った。疑問票の効力の判定では公選法及び判例・実例に基づいて適切に対応することを選挙長が伝達した。そのため、審査係は、当委員会が事前に配布した一般財団法人地方財務協会が発行する「投・開票事務ノート」の投票の効力について理解したうえで、開票に臨んだ。

また、選挙立会人に対しては、開票時に疑問票の取り扱いと効力の決定についての資料を配布し周知した。

上記に従い、開票作業を行い、各作業において、有効投票、無効投票、疑問票に分類され、無効投票、疑問票は審査係に送られた。投票の効力の決定において疑義のある票は、審査係が公選法及び判例・実例に留意して判定し、選挙立会人の意見を聞いて選挙長が投票の有効、無効を決定しており、決定過程や選挙の結果に対し異議なく閉会されたことから適正に行われたと判断できる。

(2) 疑問票について

申出人は、令和5年4月28日付けの本件異議申出では、「さとうたかし」「佐藤隆」「さとう隆」「サトウタカシ」記載投票が佐藤修二候補（以下「佐藤修二」という。）の得票になった可能性があるとして主張し、同年5月16日付けの提出資料では、2名の選挙立会人が、佐藤修二の疑問票として「さとうたかし」記載の票が3枚あったと述べている。

当委員会は、本件選挙に係る開票事務について、同年5月16日に開票事務に従事した職員に聴き取りを行った。結果、本件選挙において「さとうたかし」「佐藤隆」「さとう隆」「サトウタカシ」記載投票を疑問票として審査係で取り扱った事実は確認できず、有効投票、無効投票について最終的な点検をする点検係への聴き取りでもこれらの投票について点検した事実は確認できなかった。

また、申出人は、提出資料で佐藤修二の疑問票として「さとうたかし」記載の票が3枚あったことで齋藤隆候補（以下「齋藤隆」という。）が勝ったと思ったと記載している。しか

しながら、疑問票があった場合、審査係がこれを選挙立会人及び選挙長に回付し、選挙立会人の意見を聞いて、選挙長が疑問票の取り扱いを決定するところであり、この時点では、佐藤修二、齋藤隆の得票数は明確ではないことから、疑問票の確認を行った時点で齋藤隆が勝ったと思ったということは起こり得ない。

よって、申出人の「文字の脱字等の判断において、齋藤隆が得るべき得票に加えられず、佐藤修二の得票になった可能性がある。」との主張は、推定して述べているにすぎない。

以上のとおり、本件選挙では「さとうたかし」記載投票は存在しなかったものであるが、仮に「さとうたかし」記載の投票がなされていた場合の対応について、審査係に従事した職員に聴き取りを行った結果を付言する。

公選法第67条（開票の場合の投票の効力の決定）は、同条第68条（無効投票）の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならないと規定している。審査係によれば、氏と名の一方がよく似ていて、他方は著しく異なっているという複数の候補者の氏名が混記された場合、著しく異なっている氏又は名を正確に記載されている候補者の有効投票と解する判例・実例があり、仮に「さとうたかし」記載投票があれば、審査係では、氏の一部の脱字にあたり齋藤隆の有効投票として、効力の決定について選挙立会人及び選挙長に回付したはずであり、苗字を優先し佐藤修二の有効投票と判断しないとしている。

よって、仮に「さとうたかし」記載投票があったとしても、佐藤修二の得票になった可能性は認められないことから、その意味でも申出人の主張に理由がないことが明らかである。

3 結論

本件選挙の結果は、適法に開催された選挙会において厳正に開票がなされたものと認められ、当選人の当選を無効とする事実は認められず、申出人の主張には理由がないことから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和5年5月26日

河北町選挙管理委員会
委員長 鈴木 強 太

教 示

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で山形県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（公選法第206条第2項）。